

戸田市向田町会会則

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 目的（第4条・第5条）
- 第3章 会員（第6条—第10条）
- 第4章 役員（第11条—第15条）
- 第5章 会議（第16条—第28条）
- 第6章 組織（第29条）
- 第7章 資産及び会計（第30条—第36条）
- 第8章 会則の変更及び解散（第37条・第38条）
- 第9章 雑則（第39条・第40条）

附則

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、戸田市向田町会と称する。

（区域）

第2条 この会は、戸田市の次の各号に定める区域に住所を有する者をもって構成する。

- (1) 美女木北1丁目から美女木北3丁目まで
- (2) 美女木東1丁目1番から5番（2番1号並びに2番24号及び25号を除く。）、6番1号及び3号まで
- (3) 美女木東2丁目1番から5番まで

（事務所の所在地）

第3条 この会は、事務所を向田町会会館に置く。

第2章 目的

（目的）

第4条 この会は、会員の自主性を尊重し、その健全な発展と相互の連絡協調はかり、会員の福祉増進に寄与し、もって住みよい地域をつくることを目的とする。

2 そのために特定の政党、宗教等の団体には属さない。

(事業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市行政の周知徹底
- (2) 本会員の相互扶助活動
- (3) その他町会の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(会員)

第6条 第2条に定める区域に住所を有する個人は、すべてこの会の会員になることができる。

2 前項に該当しない個人又は団体にあつては、この会の事業を賛助するため、賛助会員になることができる。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

もしくは

会員が納入する会費は、総会において別に定める。

(入会)

第8条 会員になろうとする者は、会長に届け出るものとする。

2 この会は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

(退会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) この会の区域内に居住しなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 会費を1年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。

(抛出金品の不返還)

第10条 退会した会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(役員の構成)

第11条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会 計 1名
- (4) 理 事 若干名
- (5) その他の役員 若干名
- (5) 監 事 2名

(役員を選出)

第12条 役員は、総会において選出され承認を受ける。

- 2 監事とその他の役員は、相互に兼ねることができない。
- 3 理事の選任は、各班により選出された班長もしくは町会において、原則として従来より町会の発展に寄与している者及びそれに準ずる者とする。

(役員職務)

第13条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序で、その職務を代行する。
- 3 会計は、この会の会計事務を処理する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第14条 この会の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、班長の任期は1年とする。

- 2 役員に欠員が生じたときは、第12条の例により補充することができる。この場合において、補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、引き続き会員である場合限り、後任者が就任するまでの間、その職務を行わなければならない。

(役員の表彰)

第15条 役員の表彰は、細則でこれを定める。

第5章 会 議

(会議の種類)

第16条 この会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

第17条 総会は、会員をもって構成する。

2 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。ただし、監事が役員会に出席することは妨げない。

3 監事は、表決権を有しない。

(会議の権能)

第18条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 会則の改廃に関すること。
- (4) 役員の選出に関すること。
- (5) その他この会の運営に係る重要事項に関すること。

2 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 議会に付議すべき事項に関すること。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

3 第1項に定める事項につき、急施を要するものについては、会長が役員会で議決のうえ執行し、これを次の総会において報告しなければならない。

(通常総会)

第19条 通常総会は、毎年度1回開催する。

(臨時総会)

第20条 臨時総会は、必要に応じて会員の要請により開催する。

(役員会)

第21条 役員会は、会長が必要と認めたとき、又は役員現在数の3分の1以上の要請に

より開催する。

(会議の招集)

第22条 総会及び役員会は会長が招集する。

2 会長は、第20条の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 会長は、前条の規定による請求があったときは、その日から7日以内に役員会を招集しなければならない。

4 会長は、総会又は役員会を招集するときは、会員又は役員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも開催日の5日前に通知しなければならない。ただし、役員会については、会長が緊急に開催する必要があると認めるときは、この限りではない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選出する。

2 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第24条 会議は、総会においては総会員3分の2以上、役員会においては役員現在数の2分の1以上の出席をもって成立する。

(議決)

第25条 総会の議事は、この規約に特別の定めがある場合を除くほか、出席会員の過半数をもって決する。

2 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決する。

3 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面表決)

第26条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員及び役員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

- (2) 会員又は役員の現在数
- (3) 会議に出席した会員の数又は役員の氏名（書面表決着及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選出に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した会員又は役員の中からその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

（異議申立て）

第28条 会議に出席しない会員は、その会議の議決に異議申立てすることができない。

第6章 組 織

（部制）

第29条 この会に次の部を置く。

- (1) 防火防犯部
- (2) 衛生部

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第30条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 市の補助金
- (3) 寄附金等
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

（資産の管理）

第31条 資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の議決により定める。

2 別に定める資産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会の議決を得てこれを処分し、又は担保に供することができる。

（経費の支弁）

第32条 この会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この会の事業計画及び収支予算は、総会の議決により定める。

(事業報告及び収支決算)

第34条 この会の事業報告及び収支決算は、事業年度終了後3箇月以内にその年度末の財産目録とともに、会計監査の監査を経て、総会において報告しなければならない。

(事業年度)

第35条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第36条 この会則は、総会において総会員の4分の3以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第37条 この会が総会の議決に基づいて解散するときは、総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散のときに存する残余財産の処分は、総会の議決を得て定める。

第9章 雑 則

(書類及び帳簿等の備え付け)

第38条 この会は、事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 会 則
- (2) 認可に関する書類
- (3) 役員に関する書類
- (4) 会員に関する書類
- (5) 会議議事録
- (6) 会員名簿
- (7) 資産台帳
- (8) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (9) 各事業年度末の財産目録及び収支決算書
- (10) 事業計画書及び収支予算書

(11) その他必要な書類及び帳簿

(細則)

第39条 役員会は、この規約を実施するに当たって、必要がある場合には、細則を定めることができる。役員会は、細則を定めたときは、次の総会において報告し承認を得なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成17年4月10日から施行する。

(戸田市向田町会会則の廃止)

2 戸田市向田町会会則（昭和50年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この会則は、令和3年11月1日から施行する。